

奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十号

奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

奈良県産業廃棄物税条例（平成十五年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成三十五年度」を「平成三十五年度」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。